

ホ ハ及び二に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

第三十七条の十四第五項第八号中「第二十一項」を「第十六項」に、「第二十三項」を「第十八項」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第十八項」を「第十三項」に、「第二十項」を「第十五項」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 特定累積投資勘定 特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税口座開設届出書の提出又は政令で定める

書類の提出が年の中途においてされた場合におけるこれらの提出がされた日の属する年にあつてはこれらの提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

八 特定非課税管理勘定 特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

第三十七条の第十四第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第五項第一号」を「前項第一号」に、「番号既告知者」を「既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第八項において「番号既告知者」という。）」に、「により」を「（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法

をいう。以下この条及び次条において同じ。）により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「非課税口座簡易開設届出書の提出」を「非課税口座開設届出書の提出」に改め、「及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供」を削り、同項第一号中「及び申請事項」を削り、「非課税口座簡易開設届出書が第十四項」を「非課税口座開設届出書が第九項」に、「第十五項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「又は申請事項」を削り、「非課税口座簡易開設届出書が第十四項」を「非課税口座開設届出書が第九項」に、「第十五項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項、次項及び第三十一項において同じ。）及び個人番号（番号既告知者にあつては、氏

名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

9 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができない。

10 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を非課税口座開設届出書に添付しなければならない。

11 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）の提出をすることがで

きない。

第三十七条の十四第十三項から第十五項までを削り、同条第十六項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第十四項」を「第九項」に、「設定された」を「開設された」に、「設定の」を「開設の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第十五項まで」に、「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項第一号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改

め、同項第二号中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同号ただし書中「非課税適用確認書の提出を受けた場合又は第二十四項」を「第十九項」に、「若しくは」を「又は」に、「第二十六項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十一項中「者は」の下に「、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該非課税口座廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座廃止届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この条において同じ。）をしなければ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項各号中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十四項中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定

又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「第五項第一号」を「第十項」に、「若しくは累積投資勘定」を「累積投資勘定若しくは特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「第二十項又は第二十三項」を「第十五項又は第十八項」に改め、同項第一号中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項第二号中「及び累積投資勘定」を「累積投資勘定及び特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「第三十一項並びに」を「第二十六項並びに」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、同項第一号中「第二十九項」を「第二十四項」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十項」を「第十五項」に、「第二十四項」を「第十九項」に、「第三十二項及び第三十三項」を「及び第二十七項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第二十二項」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書」とあるのは、「帰国届出書」と読み替えるものとする。

第三十七条の十四第三十項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に、「第二十七項」を「第二十二項」に、「第二十九項」を「第二十四項」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「第九項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項、第二十五項」を「第六項、第十五項、第十八項、第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改め、「次条第五項第一号に規定する」及び「同日の属する年の属する勘定設定期間の記載がある非課税適用確認書が添付された」を削り、「第九項」を「第六項」に、「申請事項」を「届出事項」に改め、「当該金融商品取引業

者等の営業所の長は同日に第十七項に規定する所轄税務署長に同項に規定する事項を提供したものと」を削り、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和六年から令和十年までの各年（その年一月一日において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が十八歳である年に限る。）の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開設届出書の提出をしたものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第六項に規定する所轄税務署長に同項に規定する届出事項を提供したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四第三十四項中「第十三項」を「第八項」に改め、「第十項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項」を削り、「第十二項」を

「第七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第三十三項及び第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とする。

第三十七条の十四の二第四項第一号中「次項」を「次項及び第六項第二号」に改め、同項第三号中「一月一日」の下に「又は令和六年一月一日のいずれか早い日」を加え、同条第五項第一号中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第四号中「平成三十六年」を「令和六年」に、「平成四十年」を「令和十年」に改め、同条第六項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同項第二号中「第四項第一号に規定する」を削り、同条第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五

年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同条第十二項中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第十八項中「及び前条第六項に規定する申請書の同項に規定する提出（当該申請書の提出にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までにするものに限る。）」を削り、同条第二十項中「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第二十二項まで」に、「を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該未成年者口座廃止届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座廃止届出書に記載すべき事項の提供で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下第二十二項までにおいて同じ。）をしなれば」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第二十二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、「九月三十日」の下に「又は令和五年九月三十日のいずれか早い日」を加える。

第四十条の三の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十条の三の三第十六項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に、「前二項の」を「一の」に、「前二項及び」を「及び」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同条第十六項」に、「同条第四項」を「同条第四項中一の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第五項に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項に」、「が前条」を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」に改め、同条第十七項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中」を「同項中一の」に、「あるのは、」を「あるのは一の」に、「とする」を「と」、「第七十条第三項」とあるのは「同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第五号並びに第四項第二号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第十項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十一項第一号及び第三号並びに第十二項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第十三項及び第十六項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第二十一項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同項第四号中「平成三十一年又は平成三十二年」を「令和元年又は令和二年」に改める。

第四十一条の三第一項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項及び第八項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十七項第二号中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第四十一条の四の二の次に次の一条を加える。

(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例)

第四十一条の四の三 個人が、令和三年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国外中古建物 個人において使用され、又は法人（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）において事業の用に供された国外にある建物であつて、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもの（当該不動産所得の金額の計算上当該建物の償却費として同法第三十七条の規定により必要経費に算入する金額を計算する際に同法の規定により定められている耐用年数を財務省令で定めるところにより算定しているものに限る。）をいう。

二 国外不動産所得の損失の金額 個人の不動産所得の金額の計算上国外中古建物の貸付け（他人（当

該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この号において同じ。）に国外中古建物を使用させることを含む。）による損失の金額（当該国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この号において「国外不動産等」という。）の貸付け（他人に国外不動産等を使用させることを含む。）による不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費を計算するときにおける所得税法第三十八条の規定の適用については、同条第二項第一号中「累積額」とあるのは、「累積額からその資産につき租税特別措置法第四十一条の四の三第一項（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）の規定により生じなかつたものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除した金額」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の五第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加え、

「同条第二十二項第一号」を「同法第二条第二十二項第一号」に改め、「店頭デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加える。

第四十一条の十五の二中「の差金等決済（」を「（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）の所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する差金等決済（」に改める。

第四十一条の十七を削る。

第四十一条の十七の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に、「平成三十三年まで」を「令和三年まで」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十八第一項中「平成三十六年十二月三十一日」を「令和六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十八の三第一項に次の一号を加える。

三 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ 公立大学法人

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構

第四十一条の十九第一項中「千万円」を「八百万円」に改め、同項第四号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない株式会社（第三十七条の十三第一項第二号に規定する中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。） 当該株式会社により発行される株式で同号イ又はロに掲げるもの

第四十一条の十九の二第一項並びに第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項から第八項までの規定中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の四第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十三項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改め、同条第十四項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十六項の項を次のように改める。

第四十条の三の三第十六項		第四十条の三の三第十六項（	第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の三第十六項（
第四十条の三の三第十六項の		第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項の	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項の
第一項及び		第一項及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する	第一項及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する
又は租税特別措置法		又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法		「前条及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法	「前条及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法

租税特別措置法

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項中

租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項
(国外所得金額の計算の特例) において準用す
る同法

を

租税特別措置法	租税特別措置法 (国外所得金額 る同法
同法第四十条の三の三第十六 項	同法第四十一条 用する同法第四

第四十一条の十九の五第十三項
の計算の特例) において準用す

に改める。

の十九の五第十三項において準
十条の三の三第十六項

第四十一条の二十一第十一項第二十四号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加える。

第四十一条の二十三の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二年